京都共済サービスでは「新車購入紹介制度・新車購入クーポン券発行」を実施しています。 この制度は、損害保険ジャパン(株)の提携販売会社ネットワークを活かし、新車購入のお手伝いをするものです。 また、新車購入クーポン券により、さらなるメリット(割引)が得られるようになっています。



三利用方法





購入したい新車と、裏面の提携販売会社一覧の中から販売会社をお決めください。※1 販売会社を決めていない場合でも、購入したい新車名をお知らせいただければ、損害保険 ジャパン(株)から販売会社をご紹介します。車名が違えば複数の販売会社を同時にご紹介でき ます。同一車名では一つの販売会社のみのご紹介となります。



「新車購入紹介制度連絡票兼新車購入クーポン券発行依頼書」を京都共済サービスまで ご提出ください。※2

「新車購入紹介制度連絡票兼新車購入クーポン券発行依頼書」(以下、連絡票兼発行依頼書)は、 京都共済サービスのホームページからプリントアウトできます。各所属所のグループ保険制度担当 課にも備え付けています。

STEP1で購入したい新車と販売会社を決めたとき、または販売会社の紹介を希望されるとき、 早めにご提出ください。提出はFAXまたは郵送でお願いします。

価格交渉を含む商談前に、連絡票兼発行依頼書をご提出ください。

商談後の発行依頼の場合、クーポン券の発行ができない場合があります。

契約書(注文書)に署名捺印をされているときはクーポン券の発行はできません。

また、クーポン券は販売会社との間で行う車両購入代金の決済に充当することになりますので、 クーポン券利用の旨を販売会社の担当者にお申し出ください。



京都共済サービスから「新車購入クーポン券」を発行しますので、販売会社に提出し割引 を受けてください。※3

販売会社の紹介は、損害保険ジャパン(株)からご連絡いたします。

- 購入予定車両は新車であれば車種・用途を問いませんが、中古車または新古車は対象外とさせていただきます。 購入者は組合員または組合員の配偶者に限ります。
- ※2 本制度におけるクーポン券の取扱いは提携販売会社に限ります。 購入方法は問いませんので、リース、残価設定クレジット、所有権留保契約でも使用可能です。 また、車名が違えば3台までクーポン券の発行依頼が可能です。 販売会社及び車種を変更する場合は、あらためて連絡票兼発行依頼書を京都共済サービスあて提出してください。
- ※3 クーポン券は、発行日から3カ月以内に提携販売会社へ提出してください。



(有)京都共済サービス

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町229-2 第7長谷ビル9階 電話 075-255-8787 FAX 075-255-8789

ホームページ https://kyoto-kyosai.co.jp/

京都府および滋賀県の提携販売会社一覧

※2023年4月1日現在 ※店舗は変更になることがあります。

メーカー名	提携販売会社
ダイハツ	京都ダイハツ販売、滋賀ダイハツ販売
トヨタ	ネッツトヨタヤサカ、滋賀トヨタ、トヨタカロ一ラ滋賀
日産	京都日産自動車、滋賀日産自動車、日産プリンス滋賀
ホンダ	京都府および滋賀県のHondaCars各社
	乙訓、西京都、木津、京都、京都左京、東京都、洛中、
	滋賀北、滋賀湖東、滋賀中央、滋賀南、滋賀東、高月、
	長浜、長浜中央、東近江
三菱	京都三菱自動車販売、滋賀三菱自動車販売
スズキ	スズキ自販滋賀
スバル	滋賀スバル自動車
ボルボ	インターヨーロッパ、ストロング商会
メルセデス・ベンツ	シュテルン宇治、シュテルン大津、シュテルン彦根
フォルクスワーゲン	ファーレン滋賀
MINI	MINI滋賀
プジョー	· アイエーシーインターナショナル
シトロエン	
DS	
ドゥカティ	

- ■軽自動車については、京都府の提携販売会社は「5千円」、滋賀県の提携販売会社は「1万円」の新車購入クーポン券とさせていただきます。
- ■提携販売会社の店舗名や所在地の詳細がわからない場合は、 (有)京都共済サービス(075-255-8787)まで、お電話でご確認ください。



